

LFA政策	地域指定の見直し
	現代では、地域単位ではなく、農地単位で、傾斜や標高を考慮して指定することが可能であり、景観要素に対して支払を行うべきである。
当時、EUは、欠けたところなく、まとまった地域単位で指定するようと言ったため、中には適切ではないのに、指定地域の形をそえるために入ってしまった市町村もあれば、はずしてしまった端のほうの市町村もあった。さもなくば全土指定になりかねなかった。個々の農地単位で技術的基準によって指定すれば公正であるが、欧州全体でこれが可能だとは思えない。LVZのような土地評価はドイツ帝国時代に始まったから、ポーランド、オーストリアにはこういった指数がある。チェコにもあるだろう。州の半分がよくて、半分が悪いというのは、悪くない区分けだと思う。ぎりぎりに入っているとしても、多額の補償金が受けられるわけではなく、差別化されている。さらに、バイエルン州では都市部よりも農村分のほうが住民の増加率が高く、政策効果には誇りを持っているから、便乗効果とも思わない。ただし、形をそえるために加えた条件のいいところでは、過剰補償になるだろう。	悲惨だ悲惨だと言っている。30年間ずっとやってきて、訴訟などが続いて、やっと落ち着いたところなのに、議論をまた蒸し返すのかと。訴訟を起こされたのは、EUではなくて、州政府だったわけだから。ほんの少し変えるだけでは十分な政策効果はないだろうが、動きが出てきているからもう止めることはできない。望んでいるのは、地域指定の大幅な変更にならないこと。
営農にかかる生産費格差を補償するためのものだから、山岳地域での追加コストに合わせるべきであり、現在の補償額は十分ではない。200ユーロ/haでは不十分で、300ユーロ/haが必要である。	<ul style="list-style-type: none"> <li>●非常に懸念している。2005年に欧州委員会が提案したが、これをもし実施したら、バイエルン州の指定農家の90%が外れてしまうという試算もあった。</li> <li>●2009年4月21日以降、新しい提案が出ており、8つの生物的・物理的基準に基づいて地域指定を行った場合について、加盟国でシミュレーションをしている。中間報告によれば、条件不利地域に指定されるためには、市町村の66%以上が適合しなければならないが、現行の50%を引き上げないほうがよいと思う。</li> <li>●収量測定値 (Ertragsmesszahl) は、土壌や水などの条件を反映しており、不変のものだから、1つの基準として取り上げるべきだと思う。</li> <li>●12月中旬までの間、各州が話し合いをし、1月末までにシミュレーション結果を伝え、2010年には加盟国で話し合いをすることになっている。</li> <li>●データベースの精密さや縮尺によって、シミュレーションの結果に差が出てくる。LVZについては、農家も認めている。</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>●LVZは、各農家の状況を把握した数値だから、最も正確できれいなやり方だった。LFA政策については、EUも連邦もカットしたが、州がカバーした。当時、CSUが過半数をとっていたから、このとき州議会議員をしていたが、これが可能になった。</li> <li>●バイエルン州は常に有能な農林大臣を持っていて、ブリュッセルに条件不利地域の指定地区でいいところを登録してもらった。新しい地域指定になれば、この地域ははずされる可能性もある。前の基準は、1200mmの降水量だったが、農業に魅力的ではないし、ほかにやりようもない。</li> </ul>	条件不利地域の再評価が行われれば、ヘルスチェックによりバイエルン州は負け組になる。
	<ul style="list-style-type: none"> <li>●省の委託を受けて、基準を変えることによって、条件不利地域にどのような影響が出るか、12か月前からいろいろなることをテストしている。難しいのは、政界がなるべく変化させたくない(何としても防ぎたい)と考えていること。思うに、まず全体として総額が変わることはないだろうし、面積の分布についても、変わる量は少ないだろう。いまの見込みではこのままのシステムが残るのではないか。</li> </ul>
草地転用が進んでいるが、LFA支払がかなりの額になっているし、これに加えてKULAPもある。第1ピラーの草地プレミアム(現在89とか90ユーロぐらいのもの)については、2010~2013年の間に単一にするために340ユーロぐらいまで上がる可能性があるわけで、そうすれば草地は維持されるであろう。	<ul style="list-style-type: none"> <li>●変更しなければならないと思う。なぜかという、地区によっては、LFA支払をもらっている地区には、必ずしも条件不利地域とみなされたいところも入っているから。</li> <li>●LVZは必ずしも100%適切なものではないが、まとまった地域単位の指定ではなく、農家単位でできる。地区指定の変更は政治的な問題につながるから、大変なめごとになるから、地区の単位ではなく、農家単位にすべきである。</li> <li>●EUが要求しているのは、新しい基準に基づいて線引きをして、2010年までに結果を出せというものだが、EUの基準の一覧がHPであったが、非常に細かい基準があつて、自然科学ベースのもので、ほとんど実施できないような非常に難しいものだった。</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>●経済的な弱さが理由の条件不利地域について、地域指定の見直しが必要になるのは、大きな批判が欧州会計検査院からきているからである。その線引きした時の基準が、会計検査院の見解では客観性が足りないという指摘があり、それで見直しを進めている。</li> <li>●しかし、基本的には気にする必要はない。肝心なのは、欧州委員会は、仮説をたてたということ。特定の基準を、新しい見直しのための1つの仮説として、その可能性を出した。そして、加盟国にそれを呼び掛けて、自分たちの国内でこのデータをもとに適用した場合に、どういった区分けになるかを試してみたいといった。そうすると、ここから、どのくらいよくなるか、悪くなるか、新しい線引きによって現状とどれくらいずれかが確認できるから。ただ単に試してみているだけである。</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>●バイエルン州としては、ある程度の動的な動きには参加していかなければならないと思っているが、これまでのシステムを完全に変えたいとは思っていない。LVZは完全にデジタル化されており、パラメータだけみるのは非常に簡単で、ほとんどコンピュータがやってくれたから行政処理のなかで一番簡単である。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●バイエルン州としては、LVZを維持しようとしている。EUは土壌の物理パラメータを導入しようとしているから、どこで妥協点を見いだせるかが問題。すでもっと早い時期に予定されていたが、私たちにとっては次の時期に延期されたこと自体成功である。</li> <li>●どう区別しても、常に主観的には不公平だと思うわけで、訴訟もあったわけだから、新しくしたら反対も出てくるだろうし。</li> </ul>

新しい挑戦	直接支払の問題
	<p>OECDの試算によると、直接支払の50%は地主に行ってしまうという。ha当たり300ユーロもらっても、手続きにかかるコストも大きいし、さらにこれよりもっと大きいのは、このお金の一部は地主に渡すことになるから、直接支払を廃止しろという農家もいる。</p>
<p>ミルククォータの廃止に伴い必要になる措置は、新しいチャレンジの中で行うのではなく、特別に行うべきである。</p>	<p>第1の柱カットしすぎると、国土全体における農業の維持がおびやかされ、景観や環境に対する効果が減ってしまうことを政治家にわかってもらう必要がある。農業の重要性に変わりではなく、第1の柱に十分な資金を投入することは、EUの5億人の市民への質の高い食料提供につながる。</p>
	<p>アメリカが実施しているような基礎補償が必要である。たとえば、市場経済の中で、乳価がリッター当たり23セントを下回ることがあれば、生活を保障するようなもの。</p>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>●バイエルン州の耕作農家が苦しんでいるのは、賃貸料が非常に高いことから始まっている。補助金とも関わっており、所得が助成されると、転嫁効果で小作料を上昇させる。例えば、ニーダーバイエルンが一番いい土地では、小作料が年600~800ユーロになっており、耕作農家は規模拡大できない。それゆえ、今のような規模で安定するだろう。</li> <li>●賃貸価格の高さをさらにあおるような状況で、エネルギー作物を農地を使って生産する。サイレージ用トウモロコシの価格が安いのに対し、エネルギー原料となる作物は非常に収益が得られるため、通常の食料用の耕作とか、それ以外の加工用の作物の競合相手になってしまっている。</li> <li>●賃貸価格がこんなに高くなっているのは、貸し手が借り手のKULAPIによる補償金を請求しているから。</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>●さらに重要な領域として出してきたのは、第1の柱を削減する根拠づけに利用しているのではない。</li> <li>●どこまで農家を気候保護にとりこんでいくかについては、ひとつの可能性だろうが、そうすると、二酸化炭素の放出権を農家にも与えなければいけなくなるが、これはありそうにはみえない。そうではなく、二酸化炭素の放出量を削減するようなものに補償金を出すようになっていくのではないかと思う。牛の飼育のメタンガスの放出量を考えると、メタン放出を減らす対策を見つけるのは難しい。肉を食べるのをやめるとするのは難しい。</li> </ul>	<p>4.1は山岳地域の助成で、山小屋に人を置くと、100日間で2700ユーロが羊飼いに支払われる。これに加えて、ha当たり200ユーロ、アルムの支払いがある。これにさらに放牧プレミアムがある。それに第1の柱の草地プレミアムもある。これならOKでしょう？間違いなくこれは、ここだけの話、学者だから何でも言えるが過剰補償である。</p>
<ul style="list-style-type: none"> <li>●今は本当にわずかな意味合いしかない。これがどうなるかについては、それぞれの加盟国次第である。忘れてはいけないのは、何を優先するかは加盟国の責任であるということ。EUはなにをしるというわけではなくて、EUはたくさんの可能性のリストをつくって、こういうものであれば助成の対象になると言って、4つの軸について、予算配分を決めただけで、それ以外のことは加盟国に全部まかせているわけである。</li> <li>●これは意識的にそうしているわけで、状況の差、構造の差は欧州全体で非常に違うから、集権的な計画はできない。非集中型のボトムアップアプローチが必要になる。それぞれの地区が委員会に提出する報告書で、自分たちが選択した施策で何を達成したかを評価する。</li> </ul>	